

第8日

平成30年12月12日（水）

午前10時零分開議

○議長（中島秀樹君） 皆様、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

これより議案等の上程を行います。本日、市長から議案2件の送付を受けました。これらを一括上程し、市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 皆様方には、連日の御審議、まことにありがとうございます。ただいまから本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

第119号議案及び第120号議案の工事請負契約の変更につきましては、農地災害復旧工事及び農業用施設災害復旧工事について、工事設計の一部変更により請負契約額を変更する必要が生じましたが、変更後の請負契約額が1億5,000万円以上となることから、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上提案理由の概要を説明申し上げますが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中島秀樹君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前10時2分休憩

午前10時3分再開

○議長（中島秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。

質疑は、申し合わせにより同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

まず、報告の質疑を行います。

それでは、報告第20号専決処分の報告について（物損事故による損害賠償について）を議題とします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって報告の質疑を終了いたします。

次に、議案の質疑を行います。

それでは、第109号議案平成30年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第110号議案平成30年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第111号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。1番渡辺毅議員。

○1番（渡辺 毅君） この議案ですけれども、朝倉市の職員が正規、非正規、臨時とかそうじゃないとかあると思うんですけれども、適用される範囲、それから全体の職員数と適用される職員数の数を教えてください。

○議長（中島秀樹君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（郷原康志君） 濟いません、お待たせいたしました。

この条例によります摘要職員の範囲といたしましては、正規職員でございまして、臨時職員、嘱託職員については適用のほうはございません。

正規職員と申しましたが、正規職員の中には任期付採用職員、それから再任用職員、こちらも含んだところでの条例の適用ということになります。

適用されます職員数といたしましては、515人でございます。以上でございます。

○議長（中島秀樹君） 1番渡辺毅議員。

○1番（渡辺 毅君） それでは、関連性があるかどうかというのをお聞きしたいんですけれども、正規職員に適用されたならば、臨時・嘱託、そこにも適用されるものではないということと認識してよろしいでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（郷原康志君） はい、そうでございます。この条例の適用いたします職員の範囲というのがございますので、臨時・嘱託職員についてはこの条例の適用外でございます。

○議長（中島秀樹君） 1番渡辺毅議員。

○1番（渡辺 毅君） それでは、最後に確認いたしますけれども、この議案が通って正規職員が上がるとなったときに、必ず臨時・嘱託が上がるわけでもないし、適用されなかったならば臨時・嘱託が上げられないというものでもないというふうに理解してよろしい

でしょうか。

○議長（中島秀樹君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（郷原康志君） 議員言われますとおり、直接的には連動はいたしておりません。

○議長（中島秀樹君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第112号議案朝倉市水道給水条例及び朝倉市工業用水道使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第113号議案朝倉市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第114号議案財産の処分についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第115号議案市道路線の廃止についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第116号議案市道路線の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第117号議案指定管理者の指定について（学童保育所）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第118号議案指定管理者の指定について（甘木B&G海洋センター）を議題といたします。質疑はありませんか。11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） 海洋センターの指定についてですが、海洋センター以外にどういったところが指定されるのでありましようか。

○議長（中島秀樹君） 柴山議員、質問の、もう一度お願いいたします。

○11番（柴山恭子君） 指定されるのがプールだけに限らず、そのほかのところも指定されると思いますが、どういったところが指定されているのかをお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 文化・生涯学習課長。

○文化・生涯学習課長（山南哲也君） 指定される施設の内容について御説明を申し上げます。

施設につきましては、一般のプールそれから幼児プール、ジャグジープールそれから多目的ホールそれから昭和池、こういったものが施設の内容というふうになっております。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） ゲートボール場等はいっていませんか。

○議長（中島秀樹君） 文化・生涯学習課長。

○文化・生涯学習課長（山南哲也君） ゲートボール場は、指定管理の施設の中には入ってございません。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） ゲートボール場の周りの草刈りとかが非常にもめていたと思いますが、このあたりの指定はされていないということですね。

○議長（中島秀樹君） 文化・生涯学習課長。

○文化・生涯学習課長（山南哲也君） 甘木ゲートボール場につきましては、環境課と文化・生涯学習課で協働して除草作業の委託業務を発注しておるところでございます。

○議長（中島秀樹君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第119号議案工事請負契約の変更について（平野部6工区）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第120号議案工事請負契約の変更について（ため池第4工区）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって議案等の質疑を終了いたします。

これより議案等の委員会付託を行います。

付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第109号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
次の本会議は、20日午前10時から行います。
本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。
午前10時13分散会